

# 消防庁業務継続計画

平成 2 0 年 6 月

(平成 2 4 年 3 月一部改定)

(平成 2 5 年 5 月一部改定)

(平成 2 6 年 7 月一部改定)

(平成 2 8 年 1 2 月一部改定)

(令和 3 年 3 月一部改定)

(令和 5 年 2 月一部改定)

消 防 庁

第1章	計画の位置付け	2
1.	背景	2
2.	基本的な考え方	2
3.	計画の点検・見直し	3
第2章	想定災害と業務継続への影響	4
第3章	継続すべき非常時優先業務等	5
1.	首都直下地震応急対策業務（Fシフト業務）	5
2.	一般継続重要業務	6
第4章	業務継続のための執行体制	7
1.	執務体制	7
2.	安否確認	9
3.	権限委任	9
4.	総務本省からの応援体制	9
第5章	業務継続のための執務環境の確保	10
1.	庁舎・設備	10
2.	通信	12
3.	情報システム	12
4.	広報	13
5.	その他	13
第6章	業務継続のための代替拠点の確保	13
1.	代替拠点における執務環境の確保	13
2.	立ち上げ・参集方法等	14
3.	自治大学校における災害対策本部の運営への消防大学校による支援	15
第7章	教育・訓練	15

## 第1章 計画の位置付け

### 1 背景

近年、首都地域においては、マグニチュード7クラスの大規模地震発生の切迫性が指摘されている。首都直下地震が発生した場合には、膨大な人的・物的被害が発生するとともに、我が国の首都中枢機能に障害を与え、我が国全体の国民生活及び経済活動に甚大な影響を及ぼすおそれがある。

こうした中、平成26年3月に首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第5条第1項に基づき定められた「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」（平成26年3月閣議決定。以下単に「政府業務継続計画」という。）において、首都直下地震発生時における非常時優先業務の実施に係る政府の方針を定めるとともに、中央省庁の業務継続計画については、首都直下地震発生時において政府として維持すべき6つの必須の機能に該当する所掌業務を非常時優先業務として位置付け、これに必要な執行体制、執務環境及び非常時優先業務を遂行するための必要な組織管理等の事務（以下「管理事務」という。）の遂行の確保のための措置等を定めることとされた。

本計画は、政府業務継続計画に基づき、政府として維持すべき必須機能に該当し、消防庁が非常時においても継続する必要がある業務を特定するとともに、非常時優先業務及び管理事務（以下「非常時優先業務等」という。）を執行するための体制、執務環境の確保等についての取組を定めるものである。

### 2 基本的な考え方

消防庁は、大規模災害発生時においては、「消防庁防災業務計画」（以下「防災業務計画」という。）等に基づき、消防機関等と密接に連携した災害応急対策業務に従事することとされており、それらの業務を執行するための体制や措置は、「消防庁応急体制整備要領」（以下「応急体制整備要領」という。）に具体的に定められている。首都直下地震が発生した際には、基本的に同要領に基づき体制を構築し、全ての職員が要領に定められた役割に沿って職務に従事することとなる。災害応急対策業務は、被災者の生命及び身体の安全の確保に必要な救助・救急・消火活動に直結する業務であることから、政府の必須機能である「被災地域への対応」に関する非常時優先業務に該当するものである。

一方で、大規模災害の有無にかかわらず、国民生活や経済活動への影響を考慮し、継続して実施しなければならない通常業務も存在する。本計画では、こうした業務を「一般継続重要業務」として分類・整理している。一般継続重要業務に位置づける業務は、想定災害の発生後、業務停止による社会への影響度を評価する業務影響度分析を行うことにより抽出した。一般継続重要業務は、国民生活との関連性の高い公共サービスに関連する業務であることから、政府の必須機能である「国民の生活基盤の維持」に関する非常時優先業務に該当するものである。

消防庁は、本計画に基づき、災害応急対策業務と一般継続重要業務から成る非常時優先業務に対して、職員やライフライン等の限られた人的・物的資源を優先的に、かつ、効率的に配分するとの視点に立ち、業務継続力の向上に努めるとともに、本計画に基づく、業務継続の取組については、育児・介護等に従事する職員や女性・障害者等の意見を踏まえることとする。

### 3 計画の点検・見直し

本計画については、記載措置の実施状況について毎年度点検を行うこととし、訓練や実災害を通じて問題点が明らかになった場合には、別紙1に定める改善計画を作成してその改善策を早急に検討し、随時計画の見直し・修正を行うこととする。

本計画の見直し・修正を通じて、必要があると判断した場合には、防災業務計画や応急体制整備要領についても見直しの対象とする。

また、本計画の見直し、修正に当たっては、総務省本省業務継続計画と緊密に連携を図ることとする。

なお、本計画は、想定災害を中央防災会議が想定する首都直下地震として策定したものであるが、今後、大規模水害等他の事象も想定して、内容の充実を図っていくこととする。

## 第2章 想定災害と業務継続への影響

想定災害は、中央防災会議で想定されている都心南部直下地震（M7.3、東京23区の最大震度7）とし、その被害想定は中央防災会議の想定（平成25年12月 下記（参考）参照）及び政府業務継続計画第1章「4 被害想定」を基本とする。庁舎やライフライン等への影響については、政府業務継続計画及び中央省庁業務継続ガイドライン（内閣府作成）等に基づき、以下のとおり設定する。

公共交通機関 （鉄道）	地下鉄の運行停止は1週間継続する。JR及び私鉄の運行停止は1か月間継続する。	
主要道路	主要道路の啓開までには1週間を要する。	
庁舎	消防庁が入居している中央合同庁舎2号館（以下「2号館庁舎」という。）は、耐震基準に適合しており、倒壊等の大きな損傷が発生する可能性は低いが、庁舎の一部が使用不能となることも想定する。	
ライフライン等の途絶による影響	電気	停電が1週間継続する。供給が再開されるまで非常用発電設備を使用する。これにより、通常の半分の電気容量が供給可能であるが、使用できるエリアが限定される。
	電話	一般電話、携帯電話（音声）は、1週間輻輳によりほとんどつながらない。携帯電話の packet 通信（メール）は使用可能。
	インターネット	地震の発生後1週間程度は、通信回線の断線等が発生し、使用不可。
	上水道 （飲料水）	原則として1週間使用不可（貯水タンクに貯留されている分のみ制限付きで可能）。
	トイレ	上水道が1週間、下水道が1か月間機能停止するため、この間は原則として使用不可（貯留タンクを使用することにより制限付きで使用は可能）。
ガス	事業者による供給が復旧するまで使用不可。	

また、本計画では、日曜日の午後6時という勤務時間外に首都直下地震が発生するものとの前提を置く。このため、鉄道等の公共交通機関の途絶が、職員の参集についても大きな影響を与える。

(参考) 都心南部直下地震の被害想定 (中央防災会議)

【建物被害・人的被害・経済被害】

- ・死者 約 23,000 人 (うち火災による死者約 16,000 人)
- ・負傷者 約 123,000 人
- ・建物全壊 約 61 万棟 (うち火災による消失約 41 万棟)
- ・経済被害 約 96 兆円

【避難者数・帰宅困難者数】

- ・避難者 1 日後：約 300 万人 1 ヶ月後：約 400 万人
- ・帰宅困難者 約 800 万人 (うち東京都約 490 万人)

【ライフライン施設被害】

- ・電力 (停電) 最大約 1,220 万軒 (全体の約 5 割)
- ・ガス 約 159 万軒 (支障率\* 16%)
- ・上水道 約 1,444 万人 (断水率\* 29%)
- ・通信 約 469 万回線 (不通回線率\* 48%)

※発災 1 日後の被害状況

### 第 3 章 継続すべき非常時優先業務等

#### 1 首都直下地震応急対策業務 (F シフト業務) (一覧表は別紙 2 のとおり)

##### (1) 災害対策本部の設置

東京 23 区内に震度 5 強以上の地震が発生した場合には、消防庁としての意思決定を迅速に行うために、応急体制整備要領に基づき、長官を本部長とする災害対策本部を速やかに設置する。

この災害対策本部は、「F シフト (Full Shift) 体制」という班体制を整備しており、消防庁の全職員を対象として、班ごとに課室長級の責任者 (以下「班長」という。)、代理者及び班員を指定している。

F シフト体制の大きな特徴は、班内の役割分担や体制を基本的に各班の責任において実施している点であり、各班は、所定の業務を班長又はその代理者の責任において遂行するとともに、適宜、災害対策本部を統括する参謀班に状況を報告し、必要に応じ指示を受ける。

##### (2) 災害対策本部の役割分担

災害対策本部 (F シフト体制) は、応急体制整備要領の 2 「3 次応急体制」(2) 組織等に基づき、役割分担している。

### (3) 災害対策本部の主な業務

#### ①情報収集・提供

被災状況等に関する情報収集は、応急対策業務の中でも最も迅速に開始しなければならない。このため、応急体制整備要領に従い、各市町村消防本部、都道府県、関係機関等との連絡・調整体制を早急に確立する。具体的には、発災後すぐに、消防庁職員は、被災地域の地方公共団体、関係機関等に連絡をとり、消防防災無線等の専用無線通信網を用いたファックス等により情報収集を開始し、収集した情報を政府緊急災害対策本部や関係機関へ提供する。

#### ②緊急消防援助隊による応援の指示・調整

首都直下地震応急対策活動要領では、消防庁の主な活動として、関係消防機関と消火・救助・救急活動の調整を行うとともに、緊急消防援助隊による応援の指示及び調整を行うことなどが規定されている。消防庁災害対策本部においては、被災状況や被災都道府県内の消防機関の活動状況について確認し、緊急消防援助隊の派遣が必要と判断される場合は、その規模、種別等の派遣計画を作成の上、派遣元の地方公共団体に対し出動の求め又は指示を行う。

#### ③消防庁職員の派遣

被災地からの情報収集及び緊急消防援助隊の活動調整のため、消防庁職員を現地災害対策本部へ派遣する。

#### ④応急対策業務に付帯する業務

以下に掲げる業務については、応急体制整備要領に定められた応急対策業務ではないが、首都直下地震発生時には、応急対策業務を効率的に実施しなくてはならないことを考慮し、応急対策業務に付帯する業務として対応する。

- ・ 応急対策業務に使用する情報通信システムの運用・維持
- ・ 災害時における消防制度等の運用等に関する問い合わせへの対応
- ・ 被災地に対する緊急支援物資等の受け入れ調整

## 2 一般継続重要業務（一覧表は別紙3のとおり）

一般継続重要業務は、首都圏の被災地だけではなく、全国の国民の社会生活や経済活動を支えるための業務である。抽出に当たっての判断基準は、通常業務のうち、発災後1ヶ月まで業務が停止した場合の影響を分析し、国民生活上の不便、法定手続きの遅延など、国民生活や経済活動への影響が相当程度発生するものとする。

なお、応急体制整備要領によれば、大規模災害発生直後は消防庁の全職員がFシフト業務に従事することとされており、一般継続重要業務の実施は、時間経過とともに一定数の職員がFシフト業務から離れ、一般継続重要業務に従事することが可能になるという前提に立っている。したがって、被災の

程度によっては、一般継続重要業務の処理が遅延する事態も十分に考えられるところであり、下記に掲げた復旧時間についてはあくまで業務処理上の目安であることに留意する必要がある。

#### ①首都圏以外の災害・事故等への対応業務

国民の生命・安全の維持・確保に関する業務については、首都直下地震発生時に首都圏以外で発生する災害に対しても、迅速に対応できるよう情報収集等の対応体制を整えることが不可欠であり、当該災害等について被災地との連絡調整、現地調査及び指示等が実施できる体制を可及的速やかに整備する。

なお、首都直下地震以外の災害であっても、災害等の規模によってはFシフト体制により対応する必要があることに留意する必要がある。

#### ②国民の権利・義務に直接影響が生じる許認可等業務

国民の権利・義務や財産の保全に関して相当程度影響が生じる許認可等業務については、迅速に対応できるよう適切な措置や行政サービスを順次回復させることとし、申請等の事案が発生した場合、対応できる体制を1週間以内を目途に整備する。

《具体的な業務》

- ・消防用機械器具等の型式承認（根拠：消防法第21条の4等）
- ・危険物施設の設置等の許可（根拠：消防法第11条等）

#### ③所管補助金の交付、起債に関する対応業務

国民生活への直接的な影響はないが、地方公共団体の財政運営への影響を通じて、間接的に国民の経済活動等に影響が及ばないように、極力予定されたスケジュールに沿って対応することが重要であり、対応できる体制を2週間以内を目途に整備する。

このほか、上記以外の業務については、地震発生の当初は積極的に抑制し、その後、通常業務への移行が開始できる状況になった場合には、継続すべき優先業務の復旧・遂行に影響を与えない範囲内において、順次復旧・再開を目指すものとする。

## 第4章 業務継続のための執行体制

### 1 執務体制

消防庁においては、「東京23区内震度5強」以上の地震が発生した場合には、直ちにFシフト体制に移行し、消防庁の全職員が消防防災・危機管理センターに参集することになっている。

勤務時間内の場合であれば、通常の執務体制からFシフト体制に速やかに



切り替えるが、勤務時間外の場合には、職員は、「東京23区内震度5強」以上の情報を覚知するか、「職員一斉呼び出し装置」による呼び出し電話やメールを受信後、職員参集要領に従い、速やかに参集する。やむを得ず参集できない場合は、速やかに所属長に状況を連絡する。なお、子育て中及び介護中の職員に対する支援策並びに応急体制の免除については、消防庁応急体制整備要領で別に定める規程に準ずることとする。また、障害者については、当該職員との意見交換を踏まえ、必要な配慮をするものとする。

消防防災・危機管理センターに参集した職員は、基本的に、前述のFシフト業務に従事することとなるが、一般継続重要業務として抽出した業務を行うために必要とされた人員は、Fシフト業務の状況を踏まえつつ当該一般継続重要業務に従事する。なお、Fシフト班編制に当たっては、一般継続重要業務の遂行に支障が生じないように、人員配置に工夫検討を要することに留意すべきである。

また、執務場所は、Fシフト業務については消防防災・危機管理センターとなるが、一般継続重要業務については、非常時に電力の供給が完全に停止するエリア等を執務室としている課室にあっては人員を効率的に配置するとともに、円滑な作業の実施を確保するため、消防防災・危機管理センターに隣接する国民保護・防災部防災課内を活用する。

以下に掲げる場合においては、消防庁長官の決定に基づき、消防庁災害対策本部を速やかに代替拠点に設置することとする。

#### ○代替拠点に移転する条件

以下、いずれか一つでも当てはまる場合は、代替拠点に移転

- ・2号館庁舎が使用不可と庁舎管理者が判断した場合
- ・庁舎内のインフラ（電源・水道・下水道等）の機能不全により、業務執行に著しい支障が生じる場合
- ・政府の緊急災害対策本部が立川広域防災基地に設置される場合

#### ○代替拠点の設置場所

代替拠点の設置場所は、以下のとおりとし、速やかに執務体制、執務環境等の整備に努めるものとする。

- ・政府の緊急災害対策本部が総理大臣官邸、内閣府又は防衛省に設置される場合 関東総合通信局
- ・政府の緊急災害対策本部が立川広域防災基地に設置される場合又は関東総合通信局が使用できない場合 自治大学校

代替拠点における災害対策本部の立ち上げ及び運営を支援するため、消防大学校を活用する。代替拠点への参集方法については、職員の所在地や庁舎の被害状況、代替拠点の設置場所に応じ、代替拠点に直接参集又は2号館庁舎若しくは消防大学校に参集の上、代替拠点に移動とする（代替拠点におけ

る災害対策本部の設置等の詳細は第6章に記載する。)

また、代替拠点から2号館庁舎等への復帰又は移動については、庁舎管理者からの報告及び政府の緊急災害対策本部の設置場所等を踏まえ、消防庁長官の決定に基づき、実施することとする。

## 2 安否確認

職員及びその家族の安全の確保は、職員が安心して業務を継続する上で非常に重要であり、また、業務継続に必要な人員資源を配分する上でも、非常に重要である。

消防庁では、地震等災害が発生した場合、「職員一斉呼び出し装置」により職員の安否及び参集可否を電話又は携帯電話のメール機能を活用することにより確認している。職員は、職員自身及びその家族の安否に関わる情報を確認後、呼び出し電話又はメールに速やかに回答することとなるが、職員が家族の安否を確認できなかった場合は、参集後、職員が提出した「職員家族安否確認カード」に記載された連絡先にFシフト特命班職員が連絡することになっており、こうした仕組みについて総務課は周知を図るとともに、各職員は家族と認識の共有を図っておく。

なお、家族の安否確認については、普段から家族内でメールや災害用伝言ダイヤル等の連絡方法を確認しておくよう周知徹底を図ることとする。

## 3 権限委任

地震等の発生時に迅速に対応し的確に業務を遂行するためには、組織内の指揮命令系統が確立されていることが重要である。このため、応急体制整備要領において、長官を本部長とする災害対策本部を設置した場合、長官に事故等があった際は、次長、部長、審議官の順で本部長の職務を代理することとなっている。

また、Fシフト体制の各班長についても、あらかじめ代理者を設けており、指揮命令系統の確立を図っている。

一方、一般継続重要業務については、責任者が不在の場合に備えて、各担当課室において適切に意思決定できるよう、あらかじめ職務代行者の順位を定めておくこととし、非常時においては当該順序に従い権限委任を行う。

## 4 総務本省からの応援体制

首都直下地震等の大規模災害に際し、災害対応が長期化し応急対策要員が不足する場合には、総務本省に在籍する消防庁勤務経験者のうちあらかじめ指定した応援要員を、必要に応じ災害応急対策業務に従事させることとする。このため、応援要員には消防庁応急体制マニュアルを配布し、研修や訓練の参加を促すことにより応急対策の習熟を図ることとする。

なお、応援要員の指定に当たっては、個人ごと家庭ごとに様々な事情や背景を持つことから、参集の支障となる事情（育児・介護等）がある場合、当該

職員との意見交換を踏まえ、必要な配慮をするものとする。

## 第5章 業務継続のための執務環境の確保

### 1 庁舎・設備

#### (1) 庁舎

2号館庁舎は、地震による揺れを減衰させる制震構造となっており、高い耐震性能が確保されている。想定する震度7の地震動では、設備等を含め大きな被害はなく、人命の安全確保上問題となるほどの支障は生じないと考えられる。

しかしながら、職員の安全を確保するため、総務課（Fシフト特命班）は、地震発生後速やかに消防防災・危機管理センターをはじめ執務上必要となる空間の被害状況を確認し、必要な場合には立入禁止等必要な措置を講ずる。

なお、執務環境の確保に当たって、初動対応及び復旧対応等の措置については、2号館庁舎の庁舎管理者である総務省本省の方針と整合を図る必要がある。基本的には総務省が別途作成する総務省本省業務継続計画に従うこととする。

#### (2) 電力

業務継続に必須の資源である照明やパソコン等は、電力の供給状況に依存するため、商用電源が停止した場合における非常用電源の確保が極めて重要である。

2号館庁舎は、商用電力供給が停止した場合に、自動的に非常用発電設備が起動することとなっている。これにより、概ね7日間は、本庁舎の全電気設備のうち最大45%の負荷をまかなうことが可能であり、パソコン、電話等の事務機器は通常どおり使用することができる。冷蔵庫、電気ポット等、業務に直接関係しない電気製品や電気容量の大きな機器については、原則、その使用を禁止する。

なお、消防防災・危機管理センターについては、独立した非常電源回路を備えており、当該センターに配備されている全ての機器については、通常どおりの使用が可能である。

#### (3) 物資の備蓄

想定する首都直下地震級の地震が発生した場合、相当数の職員が数日間にわたり庁舎内に留まり、災害応急対策業務等に従事する可能性がある。ライフラインの復旧にしばらくの時間を要することを考慮し、全職員を対象とする場合にあっては1週間分を目途に、来庁者等を対象とする場合にあっては3日分を目途に必要な食料（複数品目）、飲料水、簡易トイレ等の備蓄を行い、

災害時に適切に供給できる体制を確立する。

また、物資の備蓄については、女性の視点や障害者等の多様なニーズを踏まえた適切な備蓄を行う必要があることから、これらの職員との意見交換を踏まえて実施する。なお、災害が長期化した場合等においては、総務省と相互に連携し、これらの備蓄物品の確保に努める。

#### ① 食料

備蓄必要量は、全職員を対象として1週間分とし、来庁者等向けとして職員数の1割程度を対象として3日分とする。

#### ② 飲料水

備蓄必要量は、食料備蓄と同様、全職員を対象として1週間分とし、来庁者等向けとして職員数の1割程度を対象として3日分とする。備蓄の目安は一人一日3ℓとする。

#### ③ トイレ

備蓄必要量は、全職員を対象として1週間分とし、来庁者等向けとして職員数の1割程度を対象として3日分とする。

また、下水道の復旧には相当の時間（1か月間）を要する可能性があることを踏まえ、長期化した場合は、備蓄型の簡易トイレのみならず、仮設トイレの設置を検討する。

#### ④ 毛布

備蓄必要量は、全職員及び来庁者等向けとして職員数の1割程度とする。

#### ⑤ 医薬品・救助用資機材

負傷者・急病人等が発生した場合に必要な医薬品のほか、地震時において職員等が執務室に閉じ込められた場合等の救助に必要なバール、ジャッキ、担架等の救助用資機材の備蓄については、2号館庁舎の庁舎管理者である総務省本省の方針と整合を図る必要があることから総務省本省業務継続計画に従う。

#### ⑥ その他消耗品

コピー用紙・トナーカートリッジ等の備蓄必要量は、平常時消費の1週間分とする。

### (4) 什器転倒対策

執務室とロッカーなどの什器転倒防止対策は、地震時における事故防止と業務継続の両方の観点から重要である。

各課室においては、総務課の指導・監督の下、特に重要なOA機器の固定を

行うとともに、什器の転倒、書類・備品類の落下等による被害がないように、不安定な什器の上部に重量物を置かないようにするなどの措置を講じ、その状況を常に確認する。

## (5) その他

### ①排水機能

2号館庁舎内の排水は、低層を除き、自然流下で下水へ排水されるが、下水道が被害を受けた場合、庁舎から排水することができない。また、排水管からの漏水による二次被害を防止するため、下水道及び排水管の健全性が確認されるまでは、トイレ、給湯室等の使用を禁止する。

### ②空調機能

空調に関しては、情報システム関連の機器等（サーバ等）の管理上、非常時においても必要となる。災害応急対策業務及び一般継続重要業務に使用する機器等については、非常用発電設備からの電力供給により通常どおり空調が確保されるエリア内に設置し、それ以外の機器については、機器等の電源を一時的に停止する等の対応を行う。

## 2 通信

大規模地震発生時には、電話の輻輳や不通が予想される。防災情報室は、固定電話及び公用携帯電話に設置されている災害時優先電話とともに、一般電話の代替手段となる中央防災無線・消防防災無線・衛星通信ネットワークの活用について、職員に対し、マニュアルの配布等により使用方法等の周知徹底を図ることとする。

また、消防庁が管理している衛星通信ネットワークは、障害発生時に備え、現在、保守業者との間で遠隔による監視体制を図っている。今後も消防庁としては、災害発生時における保守業者との連絡体制が確実に維持確保されるように措置することとする。

さらに、消防庁内には全国統一的に運用する全国瞬時警報システム（J-ALERT）があることから、発災後は直ちにシステムが稼働しているかを確認する。また、今後、バックアップ体制の構築を行い、更なる情報通信体制の確保に努める。

## 3 情報システム

地震発生後においても、業務継続に必要なデータ・記録の利用、電子メールを活用した情報の受発信等が円滑に行えるようにするため、情報システムや総務省LAN等の維持・向上が重要である。

応急対策業務に不可欠な情報システムについては、バックアップシステムを構築し、2号館庁舎が被災したことにより当該庁舎にある情報システムのサーバが使用不能となった場合においても継続して利用できるようにすると

ともに、情報システムの継続利用を確保するための体制・手順等の具体的な取組を定めた情報システム運用継続計画を作成し、情報システムの業務継続性の強化を図る。

総務省LANについては、既にサーバの二重化及び冗長化によるバックアップ体制は整備されているところであり、バックアップサーバを用いた総務省LANへのアクセス方法等について、消防庁応急体制マニュアルに記載し、バックアップサーバを使用する際に職員へ周知を図ることとする。

#### 4 広報

地震発生後は、国民や報道機関に対して、被災状況、災害対応状況等の情報を適切に提供することが重要であり、Fシフト体制の下、できるだけ速やかに報道発表及び情報提供できる体制をとる。

その際、災害対応に関する広報の手段として、ホームページ及びツイッター等を活用し、情報提供手段の多重化を図ることとする。また、ホームページサーバについては、災害発生時にも万全の対応が図られるよう、常時保守体制を確保するとともに、総務省Webサイトと相互に連携し、より確実な情報提供に努める。

#### 5 その他

##### (1) 来庁者・帰宅困難者等への対応

地震が発生した際に庁舎内にいる来庁者や、周辺地域で被災し、何らかの援助を求めて庁舎を訪れる帰宅困難者等への対応について、2号館庁舎全体で対処することが合理的であり、庁舎管理者である総務省本省が別途作成する総務省本省業務継続計画に従うこととする。

##### (2) 救護が必要な被災者への対応

職員、来庁者を問わず、被災により負傷した人への救護が必要な事態が想定される。この点についても、(1)と同様に総務省本省業務継続計画に従うこととするが、最低限の応急手当等の処置は職員で行えることが望ましい。総務課は、救急資機材の配備・充実を行うとともに、職員に対しては、応急手当技術の習得に努めるよう指導することとする。

### 第6章 業務継続のための代替拠点の確保

#### 1 代替拠点における執務環境の確保

代替拠点に災害対策本部を設置する場合の執務環境について以下のとおり確保することとする。

##### (1) 庁舎

###### ①代替拠点を関東総合通信局とする場合

災害対策本部は、21階会議室に設置することとする。

②代替拠点を自治大学校とする場合

災害対策本部は、講堂に設置し、長期間の応急対策業務を支えるため、寄宿舎の空室を活用することとする。

(2) 電力

①代替拠点を関東総合通信局とする場合

政府全体の代替拠点整備状況を踏まえつつ、検討を行う。

②代替拠点を自治大学校とする場合

非常用発電設備の整備により、災害応急対策業務の実施に必要な機器等を概ね1週間は使用可能である。

(3) 通信

衛星携帯電話の配備や消防大学校から車載局及びヘリコプター直接衛星通信システム（ヘリサット）受信のための装置を運搬し活用することにより、情報収集・伝達体制を確保する。

(4) 情報システム

災害応急対策業務の実施に必要な情報システム及び総務省LANの利用を確保する。

(5) 備蓄

1週間分を目途に必要な食料（複数品目）、水、トイレ、毛布、その他消耗品を備蓄し、災害時に適切に供給できる体制を確立する。

(6) その他

什器転倒対策、排水制限、空調機能の確保については、消防庁の対応に準じることとする。

2 立ち上げ・参集方法等

消防庁長官が消防庁災害対策本部を自治大学校に設置することを決定した場合には、直ちにその旨を「職員一斉呼び出し装置」等を用いて電話又はメールにより消防庁全職員に連絡する。

この場合には、直ちに消防大学校から自治大学校に立ち上げのための要員を派遣し、立ち上げ作業を実施する。消防庁職員にあっては、迅速に自治大学校に参集する。この際、所在地に応じてあらかじめ集合場所として指定された2号館庁舎又は消防大学校に集合した消防庁職員については、車両（2号館庁舎又は消防大学校に整備しているもの）等を活用して自治大学校に移動させる。

### 3 自治大学校における災害対策本部の運営への消防大学校による支援

自治大学校において災害対策本部を設置する場合には、消防大学校から職員を自治大学校へ直ちに派遣し、速やかな災害対策本部の立ち上げを行うほか、消防大学校の施設を活用し、長期間の対応を支えるための資機材や備蓄の保管等を行う。

また、消防大学校の通信設備を活用して、自治大学校における災害対策本部の立ち上げまでの間や自治大学校における初動対応や通信機能を補完するため、被害情報の収集や地方公共団体への連絡等を行うこととする。

## 第7章 教育・訓練

消防庁においては、人事異動時期には幹部職員を含めて災害発生時の対応要領及び業務継続計画の内容について説明を行っているほか、随時Fシフト体制に基づく庁内の図上訓練を実施している。

今後は、別紙4に定める教育・訓練の実施計画に基づき、一般継続重要業務を含めた災害時における各人に与えられる役割を平時から想定させること、地震発生後の施設等の機能を周知等させることを目的とし、徒歩参集訓練、安否確認訓練、システム稼働訓練、非常用発電設備稼働訓練、代替拠点への移転訓練などの各種訓練を単独で又は通常の間上訓練と組み合わせて実施し、訓練を通じて得られた知見を活かして計画の見直しを図ることとする。